

法人二税プレプリント申告書類の
封入・封緘・発送作業に係る
業務委託契約書

群馬県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、法人二税プレプリント申告書類の封入・封緘・発送作業（以下「プレプリント業務」という。）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、甲が乙に委託するプレプリント業務について、必要な事項を定める。

（委託料）

第2条 プレプリント業務に関する委託料は金●●●●円で、うち、消費税及び地方消費税は金●●●●円とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（関係法令等の遵守）

第4条 甲及び乙は、関係法令等を遵守し、本契約書及び別に定める「法人二税プレプリント申告書類の封入・封緘・発送作業について」（以下「仕様書」という。）に基づき、誠実にプレプリント業務を履行しなければならない。

（プレプリント業務内容の変更）

第5条 甲及び乙において、プレプリント業務の内容及び処理方法等を変更する必要があるときは、事前に甲及び乙で協議し、書面によりこれを定めるものとする。

（委託料の支払）

第6条 乙は、委託料の一部を分割して請求することができるものとし、その時期及び金額は別紙1のとおりとする。甲は、当該請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、プレプリント業務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、本契約の履行により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保にしてはならない。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、プレプリント業務の履行に際し、他の当事者から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、当該情報を提示した当事者が機密である旨表示したもの（以下「プレプリント情報等」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、本契約の履行に従事する者に使用させる場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、本契約の履行に関して、次の各号のいずれかに該当する資料及び情報は、プレプリント情報等には含まれないものとする。

(1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの

(2) 既に保有しているもの

(3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの

(4) 他の当事者から書面により開示を承諾されたもの

(5) プレプリント情報等によらずに独自に開発し又は知り得たもの

3 本条の機密保持義務は、契約の満了後又は契約解除後においても同様とする。

(プレプリント情報等の保管及び搬送)

第10条 乙は、プレプリント情報等の保管及び搬送に当たり、紛失、き損、盗難又は他の目的利用がないように措置された保管場所で保管するとともに、必要な措置を講じ確実に管理しなければならない。

2 乙は、電子計算機及び光学式情報処理装置等（以下「電子計算機等」という。）を用いて保管及び処理を行う場合においては、プレプリント情報等保護の徹底が図られるよう、システムを構築するとともに、構築、管理上の措置を講じなければならない。

(書類の廃棄)

第11条 乙は、プレプリント業務の履行に当たって発生したプレプリント情報等に関する一切の資料（保存期間の終了した納付書及び領収済通知書を含む。）を廃棄する場合には、焼却、溶解、裁断等の確実な方法により、プレプリント情報等を読取不可能な状態にしなければならない。

2 乙は、プレプリント情報等を、電子計算機等を用いて管理している場合であって、その電子計算機等の廃棄又は転売・譲渡等（リース等の場合は返却）を行うに当たっては、電子計算機等に記録されているプレプリント情報等を完全に消去し、復元不可能な状態にしなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、個人情報の取扱いについて、別紙2に定める取扱いに従うものとする。

(履行場所)

第13条 プレプリント業務の履行場所は、乙の所在地又は最も安全に履行できると乙が判断した乙の占有している場所とする。

(検査)

第14条 乙は、封入封緘から発送までを完了したときは、その旨を甲に通知し、その日から10日以内に甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の検査の結果、必要があると認められるときは、プレプリント業務の履行に立ち会い、履行状況について検査し、又は乙に報告を求めることができる。この場合において、甲は、当該受託者のプレプリント業務の履行を仕様書に記載された内容と照らし合わせ、不相当と認めたときは、当該受託者に是正を求めることができる。

(報告義務)

第15条 乙は、プレプリント業務の履行に当たって、事故が発生したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。

(損害賠償責任)

第16条 甲は、乙の契約違反により損害を受けた場合に限り、通常かつ直接の損害について損害賠償を請求できるものとする。ただし、損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(甲の契約解除権)

第17条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

4 第1項の規定により本契約が終了した場合においても、乙に対する他の当事者の損害賠償の請求は妨げられないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令)又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第19条 乙が、第17条第2項並びに第18条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した金額(計算した額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。)の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(乙の契約解除権)

第20条 乙は、甲が本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

(事務の引継ぎ)

第21条 乙は、本契約の契約期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、直ちにプレプリント業務に関する全てを甲に引き継ぐものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第23条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議事項)

第25条 本契約に定めのない事項又は契約書の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙の間で協議し定めるものとする。

以上の契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 山本一太

乙

別紙 1

(単位:円)

支払月 (申告出力月)	税抜金額	消費税及び 地方消費税	税込金額
令和8年5月 (4月出力分)			
令和8年6月 (5月出力分)			
令和8年7月 (6月出力分)			
令和8年8月 (7月出力分)			
令和8年9月 (8月出力分)	契約金額の確定後、契約金額を月別の予定数量の割合により按分した金額を各月の支払額とします		
令和8年10月 (9月出力分)			
令和8年11月 (10月出力分)			
令和8年12月 (11月出力分)			
令和9年1月 (12月出力分)			
令和9年2月 (1月出力分)			
令和9年3月 (2月出力分)			
令和9年4月 (3月出力分)			
合 計	0	0	0

別紙 2

個人情報の取扱いについて

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(管理体制)

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

2 乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項）の委託を受けている場合においては、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第2条第8項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限について書面で報告しなければならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

(作業場所の特定)

第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却等)

第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに

番号法第9章に定める罰則)が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン(特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号))その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(実地検査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳及び、この特記事項の遵守状況について、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

(漏えい等の報告)

第14 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。